

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 7 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730065

研究課題名(和文)新時代の刑事手続における「事実解明」の意義に関する総合的研究

研究課題名(英文)A comprehensive study on the "truth-finding" in criminal proceedings of the new era

研究代表者

堀江 慎司(Horie, Shinji)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：10293854

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：刑事手続において解明されるべき「事実」とはそもそも何かという問題関心のもと、刑事手続の「事実解明」機能の本来の在り方について理論的探究を行いながら、手続の様々な段階で問題となりうる個別具体的なトピック。例えば、(1)証拠法及び証拠調手続に関しては、伝聞法則の解釈・運用の在り方、証拠の関連性の判断基準(特に前科・類似事実の立証の問題)、挙証責任と推定の概念、被告人の証人適格論、(2)公訴・公判手続に関しては、訴因変更の要否の基準、訴因の明示・特定の基準、(3)捜査手続に関しては、取調べの録音録画制度の導入、などについて、新たな法解釈論ないし法政策論を展開した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I accomplished researches and published papers on the following topics: (1)evidence law and evidentiary hearing--e.g. the hearsay rule, character evidence, burden of proof, and the defendant's right to take the stand as a witness; (2)charging and trial process--e.g. the count alteration proceeding, and the clarification and specification of the count; (3)investigation process--e.g. videotaping of the interrogation of the accused. All of these researches have the common purpose of exploring what the "truth" is and how we should find it in the criminal proceedings.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟法 裁判員制度 核心司法 犯罪被害者 事実認定 伝聞法則 訴因制度 被疑者取調べ

1. 研究開始当初の背景

裁判員制度の導入を契機としていわゆる「核心司法」論が台頭するとともに、被害者参加制度の導入に象徴されるように刑事司法における犯罪被害者のニーズが強調されていく中で、刑事手続における「事実解明」というものの意義が改めて問われているように思われた。そもそも「核心司法」論における「核心的事実」とは何かは必ずしも十分には解明されておらず、また、核心司法論と被害者を含む国民の刑事司法に対する期待とが調和するものか否かも明らかではなかった。

こうした問題は、刑事司法の様々な手続段階における具体的な法解釈論にも影響しうる。上記のような点が解明されていないことが、例えば公判前整理手続における争点の絞り込みの問題や、証拠採否の基準(要件)の一つとしての「関連性」ないし「必要性」概念の捉え方、被害者参加制度における「訴因」の枠の縛り等をめぐって、些か議論に混乱を生じさせているように思われた。そのほか捜査手続を含めて、刑事事件における事実解明の意義を改めて問い直すことが、刑事司法の様々な領域での具体的な法解釈論に対して新たな重要な視座を与えるのではないかと考えられた。

2. 研究の目的

「核心司法」論の台頭に伴い、刑事手続における事実解明の意義が改めて問われているという認識のもと、本来刑事手続において解明の対象とされるべき「核心的事実」とは何かを明らかにし、それと現実の刑事手続における事実解明の在り方及び犯罪被害者を含む国民の期待する刑事手続像との関係を検討したうえで、新時代の刑事手続における事実解明の意義を基軸として、捜査から公訴、公判、裁判に至るまでの各手続段階に生じうる具体的諸問題につき新たな法解釈論を展開し、その体系化を図ることが、本研究の目的であった。

3. 研究の方法

「核心司法」論が説かれる契機となった裁判員制度の導入時の議論さらにはそれ以前の学界の議論の再検討、及び、直近のいわゆる「新時代の刑事司法」をめぐる議論の検討を行うことで、刑事司法における事実解明の本来の在り方を探るとともに、近時の裁判例や統計調査を含む各種の実証的な文献資料を分析したり、実務家も参加する裁判所や法務省の研究会・委員会等に出席して知見を得たりすることにより、近時の刑事司法における事実解明の実際の姿とその問題点を把握・検討した。

また、海外の文献資料をも収集・調査することで、わが国の刑事司法における事実解明の在り方を、より広い視野から相対化しながら考察した。

研究の対象領域については、事実解明の主要な舞台となる公判・裁判手続だけではなく、捜査手続、公訴手続をも含めた刑事司法全体を視野に入れた総合的な研究を行った。

4. 研究成果

上記のような研究の背景・目的・方法のもと、いわゆる「精密司法から核心司法へ」の動きを実証的に観察するとともに、刑事手続の事実解明機能の本来の在り方について理論的探究を行い、それらを基にして、現行刑事訴訟法の個別具体的な解釈論を展開し、さらに、今後のわが国の刑事司法制度の行く末を予測する研究を行った。以下で挙げるように、捜査手続、公訴・公判手続、証拠法という広い領域にわたって独自性のある研究を遂行し、その成果の一部を論文の形で公表する等した。

(1) 証拠法及び証拠調手続の領域

この領域では、まず、法務省および最高裁の裁判員制度に関する有識者懇談会等の議論状況を踏まえたうえで、裁判員裁判を中心に近時顕著に見られる、証拠調手続におけるいわゆる「書証から人証へ」の動きを理論的にいかに評価すべきかを検討する研究論文(後掲〔雑誌論文〕)を公表した。この論文では、同時に、伝聞法則の規定の解釈・運用の在り方についての提言をも行っている。同論文は、「直接主義・口頭主義」に適った伝聞例外規定の解釈論を展開するとともに、公判審理の「分かりやすさ」の意義を理論的に分析し、それと「当事者主義」の関係を明らかにすることによって、裁判員裁判における事実解明のための供述調書の使用の在り方を探究しており、近時広がりつつある人証重視の公判審理に対して、直接主義の観点から一定の評価を与えつつも、当事者主義の観点からその行き過ぎに警鐘を鳴らそうとするものである。

伝聞法則に関しては、上記論文のほか、伝聞法則の適用を受ける証拠に該当するかどうかの判断基準の問題について、いわゆる「犯行計画メモ」を主な素材として検討する研究論文(後掲〔雑誌論文〕)も公表した。同論文は、犯行計画メモの証拠能力をめぐる従来の錯綜した議論を整理しつつ批判的に検討したうえで、刑事事実認定におけるかかる書面の使用の在り方・証拠能力判断の在り方を、証拠の「関連性」の概念との関係を意識しつつ考究したものである。

論文と同様に、しかしより包括的な形で、伝聞法則の適用範囲に関する考察を行う論稿(後掲〔雑誌論文〕)も公表した。同論文も、要証事実の認定における証拠の「関連性」との関係を整理しながら、伝聞証拠該当性の判断基準について、具体的類型を挙げつつ検討している。

その他の証拠法の領域では、刑事手続における挙証責任の意義や推定の概念に関する総括的な論稿(後掲〔雑誌論文〕) 被告

人の前科ないし過去の類似行為を立証し、そこから被告人の犯人性を推認することを原則として禁じた近時の最高裁判所判例についての研究(後掲〔雑誌論文〕)を公表した。このうち後者は、前科・類似事実から犯人性という事実を推認する過程・論理構造について、2つの最高裁判例の考え方の枠組みを解明することを試み、また、かかる推認が例外的に許容される基準・根拠を検討したものである。

公判審理における被告人の供述の確保の仕方に関して、法制審議会特別部会においてなされた議論に触発されつつ、被告人に証人適格を認める制度(現行の被告人質問を廃止し、被告人を証人として尋問することによってその供述を公判に顕出する制度)の導入の是非を検討した研究論文(後掲〔雑誌論文〕)を公表した。法制審特別部会及び刑事訴訟法改正案では、かかる制度は採用されるに至らなかったが、同論文では、この不採用の背景には、わが国の法曹関係者さらには国民全般の持つ刑事裁判に対する固定的なイメージが窺われること、しかし、黙秘権保障や当事者主義の理念等の観点からは、今後かかる制度の導入も一考に値することなどを述べた。

(2) 公訴・公判手続の領域

この領域では、まず、刑事手続の事実解明機能といわゆる訴因制度との関係について、とくに訴因変更手続に関する規定の解釈・運用の在り方を中心として検討した研究論文(後掲〔図書〕)を公表した。同論文では、訴因変更の要否の判断基準を定立した最高裁判所判例を、訴因の機能に関する理論的見地から肯定的に評価し、さらに、同判例の示した訴因変更の要否の基準と、以前研究代表者が訴因の明示・特定の問題について発表した論文で示した考え方とを整合的に接続するための試論を展開した。

上で触れた、訴因の明示・特定に関する研究代表者の既発表論文は、発表後に、複数の研究者及び実務家の論稿で取り上げられた。そこで見られた批判にこたえる(あるいは誤解をただす)べく、改めて訴因の明示・特定の基準について考察し、自らの見解を精緻化した研究論文(後掲〔雑誌論文〕)を公表した。同論文では、刑事訴訟における審判対象を提示するための文書として、起訴状には具体的事実を特定して記載する必要があるが、その特定性の充足基準は、刑訴法の規定に照らせば、裁判所に有罪確信の可能性を与えるに足る程度の特定性と、事実を「できる限り」絞り込むという意味での特定性と、二重の観点から考えるべきであることを主張した。

(3) 捜査手続の領域

この領域に関しては、いわゆる「新時代の刑事司法」をめぐる法制審特別部会の議論の中で最も注目を集めた取調べの録音録画制度について、その意義と問題点、同制度が導

入されるべき対象領域等を考察した研究論文(後掲〔雑誌論文〕)を公表した。同論文では、同制度の導入に対する、捜査機関による取調べの真相解明(事実解明)機能が阻害されるとの理由による消極論と、取調べにおける黙秘権保障の実効化及び供述の任意性確保(ひいては事実解明の誤謬の回避)に資するという観点からの積極論との対立の中で、理論的・政策的に適切な調和点(ないし妥協点)はどこにあるかを考察し、法制審特別部会及び刑事訴訟法改正案で採択された制度案における録音録画義務の対象領域や、録音録画の義務づけに対する例外要件の設定の仕方等について、理論的及び実際の見地から問題点を指摘した。

(4) その他

論文等としての公表には至っていないものの、上記の公表済みの諸研究にも間接的に寄与したものとして、次のような研究も行った。

最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」(平成24年12月)の検証や、大阪地方裁判所主催の研究会への参加によって得られた知見をもとに、裁判員裁判全般の運用の現状とその問題点を独自に分析する研究を行った。

犯罪被害者の関係では、法務省主催の意見交換会に参加して得られた知見をもとに、刑事手続に対する被害者のニーズや期待の在処を分析し、そうしたニーズと刑事手続の事実解明機能とをいかに調和させるかという観点から独自の研究を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

堀江慎司、伝聞証拠の意義 犯行計画メモの証拠能力、刑事法ジャーナル、31号、2012、37-46頁

堀江慎司、伝聞法則と供述調書、法律時報、84巻9号、2012、29-35頁

堀江慎司、挙証責任と推定、ジュリスト増刊(刑事訴訟法の争点)、2013、148-151頁

堀江慎司、伝聞証拠の意義、ジュリスト増刊(刑事訴訟法の争点)、2013、166-169頁

堀江慎司、類似事実による被告人と犯人の同一性の推認、ジュリスト、1466号(平成25年度重要判例解説)、2014、194-195頁

堀江慎司、訴因の明示・特定について 再論、研修、793号、2014、3-22頁

堀江慎司、被告人の証人適格論、法律時報、86巻10号、2014、53-58頁

堀江慎司、取調べの録音・録画制度、論究
ジュリスト、12号、2015、55-64頁

〔図書〕(計1件)

堀江慎司 他、有斐閣、三井誠先生古稀祝
賀論文集、2012、585-607頁(訴因変更の要
否について)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀江 慎司 (HORIE, Shinji)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10293854